

平成21年4月1日より 敷地内全面禁煙



平成15年5月の健康増進法の施行に伴い、社会的・公共的な施設での受動喫煙防止対策が進められています。

香川県立保健医療大学では、従来から建物内は禁煙としておりますが、今年度は毎週月曜日を禁煙デーとしその日は敷地内全面禁煙とするなど、禁煙への取り組みを進めてきました。

平成21年4月1日からは大学建物内をはじめ敷地内通路、駐車場（車中を含む）も含め、敷地内を全面禁煙とし、受動喫煙防止対策を徹底するとともに「タバコを吸わない医療人の育成」を進めます。

全面禁煙の実施には、本学の教職員、学生のみならず、本学に訪れる全ての方の御理解が必要となりますので、是非皆様の御理解と御協力をお願いします。